

第三十八回国会  
衆議院

# 科学技術振興対策特別委員会會議録 第十九号

昭和三十六年五月十八日(木曜日)  
午前十時三十五分開議

出席委員

委員長 山口好二君

理事 菅野和太郎君 理事 中曾根康弘君

理事 中村 幸八君 理事 前田 正男君

理事 岡 良一君 理事 岡本 隆一君

理事 岡 有田 喜一君 理事 稻葉 修君

理事 佐々木義武君 理事 西村 英一君

理事 細田 吉藏君 理事 石川 次夫君

理事 田中 武夫君 理事 山口 鶴男君

理事 内海 清君

出席國務大臣

國務大臣 池田正之輔君

出席府委員長

内閣官房長官 大平 正芳君

法制局長官 野木 新一君

参事官 松本 一郎君

科学技術次官 松本 一郎君

総務事務官 紅 文吉君

科学技術局長 紅 文吉君

原子力局長 紅 文吉君

委員外の出席者

総理府事務官

(科学技術局) 井上 亮君

政策課長

本日開催に付した案件

原子力損害賠償に関する法律案(内閣提出第一〇六号)

原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出第一〇七号)

水戸射撃場の返還に関する件

○山口委員 これより会議を開きます。

原子力損害賠償に関する法律案及び原子力損害賠償契約に関する法律案の両案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、この際、これを許します。岡良一君。

○岡委員 それでは池田長官に若干お尋ねいたします。

先般のこの委員会、外国のサプライヤーが供給した燃料、燃料その他について求償権を放棄するということを明言されたが、これは原子力委員長の御答弁としては、私は、いささか慎重を欠くのではないかと感じました。

○池田(正)國務大臣 この問題につきましては、法制局ともいろいろ検討いたしまして、慎重にやっております。従って、前会から申し上げた点で大体間違いのないものでございす。何か特に御指摘がございましたら……。

○岡委員 この日米間の原子力協定第七条H項でございますが、これには、たとえは、米国の、ある種の原子力資材の引き渡し後は、日本側の安全な取り扱いあるいは使用について免責をされております。また、賃貸する特殊核物質についても、生産または加工、所有、賃貸、占有、使用から生ずる事故につき、米国の免責をされておる。しかし、この法律案では、申し上げるまでもなく、相当規模の事故が起こつて、これが責任保険の契約の額を突破する不安もある等の事態が起こつた場合には、国費をもって援助しなければなりません。ところが一方では、外国のサプライヤーが日本に供給した燃料あるいは燃料等については求償権を放棄する。さて、事故が起こつて調査した結果、外国から供給された燃料なり燃料に事故の原因があったという場合にも、日本側としては、求償権はない、しかも、国費でこれを救済しなければならぬというのでは、これは筋の通った話ではないのじゃないかと、思いますが、この点についての國務大臣としての御所見を承りたい。

○紅政府委員 ただいまの岡先生の御質問でございますが、資材、設備等に、もしも瑕疵があったというように、ことがございまして、当然に瑕疵担保というものはこの特約では免れることはできませんので、免責はございませぬ。しかし、ここで申します求償権と申しますものは、その瑕疵の結果かどうかかわりませんが、いづれにしても、第三者に損害が及んだというような事故が起こつた場合に、不法行為の責任としてサプライヤーの方が問われることを、求償権の特約によって免れさせようという趣旨でございす。前会も答へ申し上げましたように、国際的商慣習上、やむを得ない措置ではなからうかと考えておるわけでございます。

○岡委員 それでは、確かめておきたいと思うことは、今、局長が言われたように、この日米動力協定第七条H項によりまして、先ほど申しましたような趣旨でございす。でございすから、この協定第七条H項の解釈を反面から解釈いたしますと、ある種の原子力資材について、保管、管理以前の状態から起こつた原因が引き続きある、たとえば、原子力資材の規格その他において誤謬があった、あるいは賃貸燃料につき何らかの瑕疵があった、そういうようなことのために損害が起こつたときは、わが方としては、調査の結果、それが明らかになれば、当然求償権があるのだ、こういうことでございすか。

○紅政府委員 私が申し上げておりますのは、そのきずがあることによつて、その原子力事業者の損害は当然に求償し得る権利を持つており、決して特約条項でもって失うということではないというのを申し上げておるのでございまして、第三者に及ぼす損害、つまり、第三者が原子力事業者に補償を要求する場合に、その原子力事業者が一たん補償いたしますが、その原子力事業者が、その提供されたところの資材等に瑕疵があったことに原因がある、瑕疵があることは、すなわち、故意に基づき、不法行為によるもの、ものだというのを立証いたしましたといつても、原子力事業者が、あらかじめ特約によつてその供給者の責任を免れさせておるといふときには、決してそれがそのサプライヤー、すなわち、供給者の方へ求償権が及んでいくことはございせん、というようにございす。

○岡委員 そうしますと、具体的に、アメリカから貸借したところの燃料に瑕疵があった、さて、相当規模の原子力損害が起こる、七十億の賠償に迫られるという場合、五十億の責任保険に入つておる、従つて、その二十億については国費でもって措置をした、しかし、このような措置については、日本側は相手国のサプライヤーに対して求償することを放棄する、こういうことでございすか。

○紅政府委員 その通りでございす。確かに、御指摘の通りに不合理なようにもお考えになるかと思ひますが、これは国際的な商慣習になつておりますので、やむを得ないところだらうと考えるわけでございす。

○岡委員 国際的な慣習ということですが、商法あるいは民法、今は国際私法という觀念があるかどうかかわりませんが、そういう建前からいけば、国際的慣習としては、あるいは損害、あるいは、一方が義務を放棄するというような事態が起こつた場合、その約定も破棄する、条約でさえもこれを破棄するといふようなことになつておる。そういうような取り扱ひをされておるときに、事、原子力に関する限りは、外国のサプライヤーに対して求償権がない、そこで、第三者に対する損害賠償の責めを負う、国費でもってこれを支弁するといふようなことは、具体的にどういふ国際的な慣習があるわけで

て、これが責任保険の契約の額を突破する不安もある等の事態が起こつた場合には、国費をもって援助しなければなりません。ところが一方では、外国のサプライヤーが日本に供給した燃料あるいは燃料等については求償権を放棄する。さて、事故が起こつて調査した結果、外国から供給された燃料なり燃料に事故の原因があったという場合にも、日本側としては、求償権はない、しかも、国費でこれを救済しなければならぬというのでは、これは筋の通った話ではないのじゃないかと、思いますが、この点についての國務大臣としての御所見を承りたい。

○紅政府委員 ただいまの岡先生の御質問でございますが、資材、設備等に、もしも瑕疵があったというように、ことがございまして、当然に瑕疵担保というものはこの特約では免れることはできませんので、免責はございませぬ。しかし、ここで申します求償権と申しますものは、その瑕疵の結果かどうかかわりませんが、いづれにしても、第三者に損害が及んだというような事故が起こつた場合に、不法行為の責任としてサプライヤーの方が問われることを、求償権の特約によって免れさせようという趣旨でございす。前会も答へ申し上げましたように、国際的商慣習上、やむを得ない措置ではなからうかと考えておるわけでございます。

○岡委員 それでは、確かめておきたいと思うことは、今、局長が言われたように、この日米動力協定第七条H項によりまして、先ほど申しましたような趣旨でございす。でございすから、この協定第七条H項の解釈を反面から解釈いたしますと、ある種の原子力資材について、保管、管理以前の状態から起こつた原因が引き続きある、たとえば、原子力資材の規格その他において誤謬があった、あるいは賃貸燃料につき何らかの瑕疵があった、そういうようなことのために損害が起こつたときは、わが方としては、調査の結果、それが明らかになれば、当然求償権があるのだ、こういうことでございすか。

○紅政府委員 私が申し上げておりますのは、そのきずがあることによつて、その原子力事業者の損害は当然に求償し得る権利を持つており、決して特約条項でもって失うということではないというのを申し上げておるのでございまして、第三者に及ぼす損害、つまり、第三者が原子力事業者に補償を要求する場合に、その原子力事業者が一たん補償いたしますが、その原子力事業者が、その提供されたところの資材等に瑕疵があったことに原因がある、瑕疵があることは、すなわち、故意に基づき、不法行為によるもの、ものだというのを立証いたしましたといつても、原子力事業者が、あらかじめ特約によつてその供給者の責任を免れさせておるといふときには、決してそれがそのサプライヤー、すなわち、供給者の方へ求償権が及んでいくことはございせん、というようにございす。

○岡委員 そうしますと、具体的に、アメリカから貸借したところの燃料に瑕疵があった、さて、相当規模の原子力損害が起こる、七十億の賠償に迫られるという場合、五十億の責任保険に入つておる、従つて、その二十億については国費でもって措置をした、しかし、このような措置については、日本側は相手国のサプライヤーに対して求償することを放棄する、こういうことでございすか。

○紅政府委員 その通りでございす。確かに、御指摘の通りに不合理なようにもお考えになるかと思ひますが、これは国際的な商慣習になつておりますので、やむを得ないところだらうと考えるわけでございす。

○岡委員 国際的な慣習ということですが、商法あるいは民法、今は国際私法という觀念があるかどうかかわりませんが、そういう建前からいけば、国際的慣習としては、あるいは損害、あるいは、一方が義務を放棄するというような事態が起こつた場合、その約定も破棄する、条約でさえもこれを破棄するといふようなことになつておる。そういうような取り扱ひをされておるときに、事、原子力に関する限りは、外国のサプライヤーに対して求償権がない、そこで、第三者に対する損害賠償の責めを負う、国費でもってこれを支弁するといふようなことは、具体的にどういふ国際的な慣習があるわけで

と、及んでいくことはございせん、といふようにございす。

○岡委員 そうしますと、具体的に、アメリカから貸借したところの燃料に瑕疵があった、さて、相当規模の原子力損害が起こる、七十億の賠償に迫られるという場合、五十億の責任保険に入つておる、従つて、その二十億については国費でもって措置をした、しかし、このような措置については、日本側は相手国のサプライヤーに対して求償することを放棄する、こういうことでございすか。

○紅政府委員 その通りでございす。確かに、御指摘の通りに不合理なようにもお考えになるかと思ひますが、これは国際的な商慣習になつておりますので、やむを得ないところだらうと考えるわけでございす。

○岡委員 国際的な慣習ということですが、商法あるいは民法、今は国際私法という觀念があるかどうかかわりませんが、そういう建前からいけば、国際的慣習としては、あるいは損害、あるいは、一方が義務を放棄するというような事態が起こつた場合、その約定も破棄する、条約でさえもこれを破棄するといふようなことになつておる。そういうような取り扱ひをされておるときに、事、原子力に関する限りは、外国のサプライヤーに対して求償権がない、そこで、第三者に対する損害賠償の責めを負う、国費でもってこれを支弁するといふようなことは、具体的にどういふ国際的な慣習があるわけで

と、及んでいくことはございせん、といふようにございす。

○岡委員 そうしますと、具体的に、アメリカから貸借したところの燃料に瑕疵があった、さて、相当規模の原子力損害が起こる、七十億の賠償に迫られるという場合、五十億の責任保険に入つておる、従つて、その二十億については国費でもって措置をした、しかし、このような措置については、日本側は相手国のサプライヤーに対して求償することを放棄する、こういうことでございすか。

○紅政府委員 その通りでございす。確かに、御指摘の通りに不合理なようにもお考えになるかと思ひますが、これは国際的な商慣習になつておりますので、やむを得ないところだらうと考えるわけでございす。

○岡委員 国際的な慣習ということですが、商法あるいは民法、今は国際私法という觀念があるかどうかかわりませんが、そういう建前からいけば、国際的慣習としては、あるいは損害、あるいは、一方が義務を放棄するというような事態が起こつた場合、その約定も破棄する、条約でさえもこれを破棄するといふようなことになつておる。そういうような取り扱ひをされておるときに、事、原子力に関する限りは、外国のサプライヤーに対して求償権がない、そこで、第三者に対する損害賠償の責めを負う、国費でもってこれを支弁するといふようなことは、具体的にどういふ国際的な慣習があるわけで

と、及んでいくことはございせん、といふようにございす。

○岡委員 そうしますと、具体的に、アメリカから貸借したところの燃料に瑕疵があった、さて、相当規模の原子力損害が起こる、七十億の賠償に迫られるという場合、五十億の責任保険に入つておる、従つて、その二十億については国費でもって措置をした、しかし、このような措置については、日本側は相手国のサプライヤーに対して求償することを放棄する、こういうことでございすか。

○紅政府委員 その通りでございす。確かに、御指摘の通りに不合理なようにもお考えになるかと思ひますが、これは国際的な商慣習になつておりますので、やむを得ないところだらうと考えるわけでございす。

すか。

○紅政府委員 これは、アメリカが各国へいろいろ資材を提供しておりますけれども、アメリカにおける商慣習というものは、すべてそのようになっている。今の日本の国内法における民法、商法等は、この点に関する限りは適用がないことに相なっております。この点、法制局とも十分に議論をいたしましたのでございますが、そのような解釈でございます。

○岡委員 私は、法制局がどういう立場に立たれたかということは別にしまして、アメリカとの協定では、第七条のH項では、本文はこう書いてあるわけですが、「日本国政府がこの協定に従って供給することを合衆国委員会に要請するある種の原子力資材は、注意して取り扱い、及び使用しない限り、人体及び財産に有害である」とこの前提の上に立って、「日本国政府は、このような資材の引渡を受けた後は、アメリカ合衆国政府に関する限り、その安全な取扱及び使用について、すべての責任を負うものとする」と同様なことが燃料についても書いてある。だから、協定によれば、日本が受け入れた以上は、その取り扱いの安全については日本が責任を負わなければならない。従って、万一事故が生じても、アメリカはこれの責任を免れるということですね。ところが、引き渡しを受ける以前に事故の原因となるべき瑕疵があった、そして、この瑕疵が日本が引き渡しを受けた後においても存在するとすれば、これは取り扱いについての安全性という問題ではないわけです。そうすれば、事故の原因は、引き渡しを受ける以前からある。それが引き続いて、日本が

引き渡しを受けた後においても事故の原因が持続しておるわけですね。そして、この瑕疵が原因となって損害が起った、賠償しなければならぬというようなことになった場合には、今度は日本の国内法で、相手国の民間業者との間におけるそのときめの中で日本が求償権を放棄するということなことをきめる。その結果として、相当規模の損害が起った場合には国費でこれをまかなうのであるというようにすることは、立法の体系としても非常に矛盾しておる。これは長官、一体どう思われるか。

○紅政府委員 条約の解釈の問題もございまして、私からちょっとお答え申し上げます。

協定では「資材の引渡を受けた後」となっております。ただいまあげられました例は、引き渡しを受ける以前において瑕疵があるというようにお話でございまして、そのまゝ引き渡しを受けたならば、受けた後には、よしんばその前に瑕疵があったといたしましても日本側に責任があるという解釈でございまして、やはりそれと全く同様の趣旨の立法であるというように御解釈願いたいと思ひます。

○岡委員 僕が解釈することは、どう解釈しようかと主観的に自由なだけけれども、そういう主観的な解釈ではなく、この協定の条文からは、引き渡し後における安全な取り扱いについて日本側は責任を持つものだから、万一事故が起つてもアメリカは免責されると書いてあるわけですが、引き渡し以前における瑕疵というものは書いてないじゃないですか。ちゃんとこれには、

この原子力に関係する資材等は人体に有害である、だから取り扱いに安全を要するとうたつておる。そこで、引き渡しを受けた後においては、日本は安全に取り扱いをする責任を持つものだから、万一事故が起れば、これについては日本側が責任をとらなければならない、アメリカは免責される。これは解釈も何もない、この通り読めばそう書いてある。ところが、相当規模の事故が起つたときには、この法律でいくと、日本側は何ら求償権を持たないということになると、協定においてさ

えもこのようにはつきり書いてあるのに、国内法で、さらにへり下ったというか、こういう取り扱いをするという事は、これは、やはり政府としても予算を支出しなければならぬという問題になつてくるので、解釈論争じやなく、国務大臣としての責任ある御答弁を私は求めたいと思ひます。

○池田(正)国務大臣 これは考えようによつてややくしくなりますけれども、そう大してむづかしい問題じやないので、先ほど局長から答弁した通りであります。

○岡委員 それじや、法制局の専門的な立場から、この問題はどうかお考えになりますか。この国と国との協定の中では、引き渡し前における瑕疵に基づく事故については、日本側は責任を問われないわけですね。そうすると、相手方が責任を問わなければならない。ところが、この法律では、民間の業者と業者の取引の、いわば契約の中に、万一事故が起つても責任はとりましようという相手方を免責しておる。しかも、その事故の程度によつては国費で

まかなわれなければならない。こういうことは、一体、法の体系として、あるいは国と国との間における政府間協定の関係において、国内法でこういうことができるのかどうか、こういう点の答弁を願ひたい。

○野本政府委員 途中で入つてしましたので、前後の事情が多少はつきりしない点もございしますが、問題は、原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の第七日項とこの法律の第五条の求償権との関係はどうかというように拝察されるわけでありまして、それにつきましては、原子力協定の七条日項においては、「日本国政府がこの協定に従って供給することを合衆国委員会に要請するある種の原子力資材は、注意して取り扱い、及び使用しない限り、人体及び財産に有害である」というものであることをうたいまして、そういうものであるから、「日本国政府は、このような資材の引渡を受けた後は、アメリカ合衆国政府に関する限り、この安全な取り扱い及び使用についてすべての責任を負う、すなわち、アメリカ合衆国政府については、引き渡しを受けた後には責任を云々しない」というのでございまして、ところが、この原子力損害賠償に関する法律案の五条の関係におきましては、たとえば、日本側の業者がアメリカの業者から以上の原子力関係の資材の提供を受けた、そういう場合には、日本の業者とアメリカの業者との関係になるわけでありまして、この政府がアメリカ政府を免責するという関係とはちよつと関係が

違つてくるわけでありまして、それでありまして、この協定と同じような趣旨のことを考える方が、やはり日本の原子力産業の発展なりその他の事情から見て適切であろうということからいたしまして、この第五条第二項におきまして「求償権に關し特約をすることを妨げない」という規定を置いておるわけでありまして、この法律案におきましては、日本の業者がアメリカの業者から資材の提供を受けたような場合に、それに提供以前から何か瑕疵、欠点があつて、それが原因になつて日本において事故が発生したというような本国民に損害を生じたというような場合に、おきましては、いわゆる責任集中という原理におきまして、第三条で、おのおの原子力事業者が全部責任を負ふというところをうたいました。しかし、それでも供給者側に故意があつた場合には、法の建前として、そこまでも免除するのはちよつとどうかというところで、一応求償権を有するということに五条第一項でいたしました。しかしながら、第二項におきまして、協定の趣旨もありまして、「特定することとを妨げない」としまして、実際の運用におきましては、協定の、政府と政府との関係におきましては、日本政府は、米政府から資材の引き渡しを受けた後には、もう米政府に責任を問わないというのと同じように、その趣旨を実現するために、日本の事業者もアメリカの事業者に対しては、求償権というものが法律上では出るとして、この特約でそれを行使しないようにする、そういうような特約を結ぶということにしまして、政府間の関係と事業者間の関係と大体相同じような取り

扱いにすることにしておるのでありますから、この法律はこの協定の趣旨とは全く同じ趣旨になると存する次第であります。

○岡委員 そのところが、どうも少しはつきりしないのですが、要するに、アメリカの業者から日本の業者が燃料の引き渡しを受けた、引き渡し以前に燃料にきずがあった、そこで、その引き渡しを受けて、これを燃料として原子炉を運転したら事故が起こった、その事故の原因は引き渡し以前にあるのだ、しかも、事故は引き渡し以前にあるその原因によって起こったわけですね。その場合に、相当規模の事故が起こる、国費をもって援助しなければならぬという場合が出てくる、そうすると、日本の国費は予算を議決しなければならぬ、ところが、その場合に、民間の業者と業者との間においてどんな損害が起こっても、相手国の方に責任をとらせない、少なくとも、第三者損害については相手国の業者は責任をとらない、こういうことがはたして妥当なのかどうかということが一つ。

それから、もう一つは、今あなたがおっしゃったように、協定第七条目項では、引き渡し後における免責です。引き渡し以前における事故の原因となるべきものについては何も書いてないということ、半面から言えば、引き渡し以前における事故の原因となるべきものは、重大なる過失であるか故意であるかはわからないが、いずれにいたしましても、これはアメリカ側の責任ではないかということなんです。

○野木政府委員 協定の七条目項にお

きましては、たとえ引き渡し前に何か燃料に欠陥があったという場合におきましても、日本国政府が引き渡しを受けた後におきましては、その欠陥から生じたところのいろいろの事故等につきましましては、アメリカ政府に対して責任を問わず、日本政府が責任を負う、そういう趣旨に解せられているわけでありまして、従いまして、この法律におきまして、いろいろの国際関係におきまして、原子力の燃料を日本が入手するといふ関係におきましては、やはり責任集中という理論が各国の法制においてもとられていようでありまして、日本の法制においても、各国の法制並みの制度をとらないと、日本の原子力産業というものはなかなか育成することはできないというふうな関係にありますので、この協定の趣旨と同じ趣旨におきまして、業者が外国の業者から買った場合におきましても、その資材にその以前から欠陥があつて、その欠陥がもとになって事故が起きて第三者に損害を与えたという場合におきましても、やはり責任集中という理論におきまして、日本の原子力の運輸をなす事業者が集中的に責任を負う、しかしながら、その場合でも、相手の外国の事業者がその欠陥のあることを知りながら供給したというふうな場合には、いかにもひどいから、一応求償権を有するといふ建前にしてあります。しかし、協定の七条目項というふうな趣旨もありますので、それは業者間の特約で求償権について特別な措置をすることができるといふような特別の規定を置きまして、実際の問題におきましては、その求償権について特約をいたしまして、一たん引き受けた以

上は、日本の方が集中的に責任を負う、そうして、相手方に対しては求償の責任を問わない、そういうふうにい

たしたいというのがこの法案の趣旨でありま

るから、その点におきましては、協定の方向と一致しているのではないかと存する次第であります。

○岡委員 外国から引き渡しを受けた燃料については、内閣総理大臣が原子炉の設置権者でもあるわけだから、行政上の責任としても、引き渡しを受けた燃料については、瑕疵の有無等について当然厳正なる審査をしなければならぬのでありますが、具体的に、今日までCP5についてどういふことをや

ったか、あるいはコールドホール改良型の燃料についてはどういふ瑕疵の有無等についての審査をされたか、伺います。

○江政府委員 コールドホールの燃料につきましましては、まだ検査という状況に至っておりませんので、CP5の例についてお答え申し上げますと、CP5におきましては、日本原子力研究所が検査の衝に当たるといふ科学技術庁の原子力局から委託いたしましたので、そうして、アメリカのMアンドC社に参りまして検査をいたしております。その検査の方法はいろいろございまして、けれども、ただいまのところ、検査するのには、燃料を破壊せずして一番都合のいいのはラジオグラフィによるものであるといふことでございまして、そのラジオグラフィを十分に検討いたして、しかる後に引き取るというふうなことにいたしております。

○岡委員 これは一つぜひ最後に希望しておきたいのですが、今お話しのような趣旨で、アメリカから引き渡しを受けたものについても、事故は日本側がすべての責任をとる、場合によれば、万一きずがあつて、それが事故の原因となつた場合には国費でもまかなわなければならぬといふような事態も予想される場合には、まず、その引き渡しを受けるときに、絶対に安全性を確保し得るようにより、もちろん、原子力の分野は未知の分野も多いですから、可能な限りにおける精密な検査をして、瑕疵の有無については厳正な審査をやるよう、私は強く希望したい。原子力委員長としての御所見を承りたい。

○池田(正)國務大臣 それは、岡委員が言われる通りであります。引き渡し以前において従来もやつて参りましたし、今後も十分やらなければならぬ、そういう建前に立つて、今度は検査員もふやして、制度を確立したいといふことであります。ですから、これはあくまでも、引き渡し以前という先ほどから御心配になつておられますけれども、いやしくも、日本も科学国家として立つていられる以上は、引き取る前に検査して、それでも、なおかつわからなかつたという事態だとすれば、これは日本の科学の水準がなつていないといふことで、日本の科学力の許す限りにおいてベストを尽くして、これをあらゆる角度から検査する、こういう建前に立つていくべきだと思つております。

○山口委員長 田中武夫君。

○田中(武)委員 当委員会が今審議しております原子力損害賠償でござい



法案となつて現れたわけでございますけれども、このコールドホールというものを設置するに際しましては、地元の県当局としまして、絶対射撃場は返還されるんだということを前提としてこの設置に承認を与えることになつておりますことは、今さら繰り返すまでもないと思ひます。ところが、いまだにこの射撃場返還の交渉が遅々として進まない。今お話を伺へば、極力事故のないように、保安上の設備について十分な配慮をするんだと言つておられる。これは、中曾根さんもここにおられてよく事情はわかつておられますが、射撃としては、陸上の的を海上に移したというふうなことで大事故を少なくするという可能性はありますけれども、海上の方からの射撃訓練というものは、いかに海上に的を移しても決して安全だとは言へません。もう曲芸のように、ぐつと超低空でやつて参りまして、さらに急上昇しまして、そこでたまを放つというふうな、軽わざのような射撃になつておるわけでございますから、いかに細心の保安上の施設、考慮を払ひましても、絶対安全だという保証はできないというところは、あの爆撃訓練を見て参りますと如実にそれがわかるわけです。従つて、われわれは、原子力産業の健全な発達を願ひ見地からいたしまして、世界各國どこにも類のないような、原研の施設が集中しておるという点にも問題がありますけれども、これのすぐそばに危険な射撃場があるということになりますと、これは世界のどこにも例のないことです。定期航空路の下にも原子力の施設は作らないというのが各國の常識になつております。立場を

変えて、これが日本ではなくて、外国にこういうことがあつたということになりますと、おそらく、國民の世論は絶対にこれを承認しないであらう。日本人だから、アメリカさんのことに對しては割合親善の氣持というものが根源をなしておるかどうかわかりませんが、熱々としてこれを黙認しておるという形になつております。最近、知事がアメリカに行つて、向こうで話をした話、何か有力紙にも出たそうでありました。これで、もし事故が起つたらどうなるのだというふうなことが、でかかどあちらの新聞にも出たそうでありまして、これは必ず理解される、識に訴へて、これは必ず理解される、こういう性質のものだらうと思ひます。私は、実は、個人的に小坂外務大臣にも會つてこの話もいたしました。ところが、日米合同委員会というものがあるのだ、そこを通じて話をするほかにないのだ、こういう話であります。しかしながら、筋としてはそうでありまして、もう少しけれども、少なくとも、今度の朝霞の返還の問題に見られますように、すなわち、東京都と向こうに交渉するの筋だといつても、それにまかせられないというので、政府が乗り出した。これよりもはるかに深刻な問題でもあるし、それから、一たん事故が起つた場合を想定いたしますと、たとへば、外國のウィンズゲールにも若干の事故がありました、それからアメリカのアイダホにも事故がありましたけれども、それほど大きく日本では取り上げられませんでした。しかし、敷地の広さは、大體関東地方がすっぽりと入るくらいに広さのところを起こつ

た非常に大きな事故であります。日本ではそれほど大きな問題になつてはおりませんが、日本であれに類するやうな問題が起きたら、おそらく社会動乱で、内閣総辭職は必然であります。それくらい原子力の事故は危険であるといふことを十分にお考えに入れていただいて、そして、私がお願したいのは、今の答弁では、何とか保安上の施設を完備したいといふふうな御答弁でありますけれども、一たん事故があるといふことを前提として考えます場合は、そのような中途半端な考え方は、重大な問題になる可能性を持つてゐる、危険性があるといふことを十分にお考えをいただきたいと思ひます。従つて、私は、日米合同委員会の中でこの問題を処理するといひましても、向こうの軍部の態度は、むろん射撃場がなければ困るという一点張りで、代替地を見つつけろというふうなことで、一歩も前進しないといふことが考えられます。しかしながら、これは、そういう段階での交渉ではなくて、もっとトツプ・レベルで、もっと積極的な交渉を進めるべきである。といふのは、先般茨城県議會で県当局が追及をされて、前の言葉をたてにとられて、当局は射撃場の返還に熱意がないのじゃないか、これをやるという約束であつたのではないかと追及に及んで、知事がアメリカに渡つて交渉をしようといふやうなことになる。また、知事が行つて交渉するといふのは、邪魔であります。これはあくまでも政府間の交渉にまかせなければならぬ。従つて、そういう目的も含めて現在知事が向こうに渡つておりますけれども、所期の目的を達成する

ことは非常に困難だと思ひます。従つて、このやうな、正統なルートでなしに、知事がアメリカに渡つて交渉しなければならぬところまで地元の方は追い詰められて、世論が非常に紛糾しつゝある。この原子力の危険性というものがわかつてあるといふことから、非常な不満が根強く燃え始めておるといふこの現場の実情、現地の実態というものをよく御認識いただかなければならぬと思ひます。そこで、私がお願をしたいのは、今までの考え方のやうに、日米合同委員会で処理するのだといふやうなことでは絶対にけりがつきません。そういう性質のものだらうと思ひます。従つて、今度総理大臣が渡米される際には、おそらく官房長官もついていかれるのではないかとと思ひますけれども、重要な案件の中にこれを一つつけ加えて、國民の立場に立つて——もしアイダホと同じやうな事故が起つたら、もう大へんな動亂が起る。これははつきり申し上げることが出来ます。アメリカだから大した騒ぎになりませんでしたが、日本は立地条件が違ふ。今度の法案も、そういう事情の違ふことを無視して、外國並みに作られた法案であるので、私は非常に不満の点が多いのです。これはこの際除外いたします。ともかく、そういう実態をよく考えていただいて、今度の渡米にあつて、このことについても積極的に向こうと話し合うといふことこそ、國民の立場に立ち、また、原子力産業の正常な発達を期待するためにぜひとも必要なことだ、こう考えますので、その点の御決意を一つ御披露願ひたいと思ひます。

○大平政府委員 現地の実態に即しまして御注意をいただき、また、いろいろ啓発していただきましてありがとうございます。私も、私どももいたしまして、は、演習場、基地全体につきまして、これは權利とか、義務とか、条約上の規定がどうなつてゐるといふことも大事なことでございますけれども、本来、日米間の信頼と了解が基礎になるわけでございますから、いきなり返還を要求するとか、そういうハイハandedな手段を講ずる前に、まず、現在の施設を前提にして科学的に検討を加へ、精細な吟味を加えて、保安上の施設に十全を期する、それだけの誠意がまず必要ではないかと思ひます。しかし、これとて、あるいは今御指摘のやうに、いかに十全な施設を講じましても、なお限度を越えるやうな事態が起らないとも限りません。そういう場合には、おっしゃるやうに高度の政治折衝によつて業態を解決しなければならぬと思ひます。そういう段階になる場合におきまして、その前提として、今置かれた条件のもとにおいて、日本政府としては誠心誠意最善を尽くすという前提があつて、初めて高度の政治折衝が実を結ぶと思ひます。ただいまの段階は、この茨城県のケースばかりでなく、全体につきましてそういう心がまえで当たつておるわけでございます。また、それが限界を越えてゐるといふやうなことになるならば、当然これは高い政治的な見地から解決を求めなければならぬと思ひます。訪米の際にこういう問題を取り上げる決意があるかどうかという御質疑でございますが、もとより、今われわれが當面いた

しております。非常に大きな問題でございますので、こういう件につきましても討議の対象にしていただくように用意をいたしております。

○石川委員 訪米に際してこのことを真剣に取り上げていただくという御答弁でございます。その点については非常に意を強くいたしましたわけであります。もし事故が起こったとしてもなにもないことになる。実は、私も、地元でこれの誘致をされるときには、それほど大きな事故がある性質のものだということはお考えおらなかったわけでありますが、だんだんわかればわかるほど

ど、これはとんでもないことになるという危険感をひしひしと感ずるようになりましたので、おそらく官房長官も、原子力というものを勉強されますと、ますますわれわれと同じような気持ちにならざるを得ないと思うのです。

それはともかくといたしまして、今の前半の答弁は、私は率直に言つて非常に不満であります。と申しますのは、この返還の問題は、コールドホールあるいは原研が作られますとき、すでに一つの条件として提示をされました、政府もこれに対して善処を約束しておられるわけであります。それから、中曽根さんなども科学技術庁長官になられましたときに、いち早くこの返還問題に取り組んで、誠意を保持して積極的な打開、解決をはかるということを約束され、歴代の科学技術庁長官は、そういう公約を確約されていたわけです。今その返還をいきなり交渉する段階ではないというふうな御答弁だとすると、これは単なる口頭禪、から約束で、実際は親身になってそういう積極的な交渉をしておらなかつた

ったのだという結果にならざるを得ないと思うのです。従って、今いきなりこの問題が出たことでないことは、今さら申し上げるまでもないわけであります。それから、事故が起こってから、それをきつかけとして、高いレベルでもって交渉を進めるというふうなお話ですが、事故が起こったときはおしまいです。とんでもないことになる。そういうことでありますので、事故が起こる可能性があるからこそ、原子力の安全という見地、あるいは原子力産業の健全な発達という立場をお願いしておるわけです。

それと、私たちは、社会党ですが、もちろん基地に反対という立場もございます。しかしながら、私たちは、その立場を離れて、もちろん自民党の方々も全部同じ気持になって、きょうは決議文として返還に対する要

望をしようということにまで全会一致で了解がついておるわけでございまして、その点も考えてもらいたいのと、あと一つは、実は、首都圏整備委員会の中で、このすぐ隣的那珂湊、勝田、そういうところは、最も重点を置いて百万都市を作ろうという第一の対象になっておるわけでありまして。ところが、そこにこの射爆場がある。従つて、その発達に対して非常な——三百六十万坪という広大な面積ですから、その発展に対して非常な障害になつてゐるということを、あわせて一つお考えをいただきたいと思う。何回も申し上げるようでございますけれども、今射爆場返還の問題が出たのではないのです。それはすでに十年間にわたつて、毎度々々地元からは陳情が出ておるもので、誤投弾は二百発以上に達し、しか

も、誤投弾その他によって死んだ人が六名も出ておるといふような事態を考へても危険千万ですが、その程度ならまだいい。もし万一この原研あるいはコールドホールの炉から事故が起こつたら、これは繰り返し強調しますけれども、全く社会的動乱になる。これははっきりと申し上げておきます。これはイギリスやアメリカとは立地条件が全く違ふということを念頭に置いて考えないと、ウインズケールは大したことはなかったじゃないかといふふたな考え方でいつたらんでもないこととなりますので、その点もあわせて

アメリカに渡ったときに——これは知事も、大体向こうの副大統領ぐらいにはお会いしたようでありますから、おそらくこの話もお出おるといいます。向こうの有力な、イブニング・ポスト

と思ひますけれども、大きく取り上げて、事故が起こつたら大へんだというふうなことが、世論にまでいつておらないようでありますけれども、わかる人には相當わかつてもらつてゐる。従つて、これは軍部の段階ではなしに、アメリカに渡つたらぜひ積極的な交渉を真剣に取り組んでやつてもらいたいということを重ねて申し上げますのと、事故が起こつたら、あるいは何かのきつかけでということでなくて、返還問題は前からの引き続きの政府の責任であるという点を私は確認したいと思うのです。その点についての官房長官の御答弁をもう一回いただきたいと思ひます。

○大平政府委員　私はちよつと言葉が足りなかつたのですが、返還を求めることを遠慮しまして、弱腰であるとい

うわけでは決してないのです。ただ返還を求めるのだ、返還の交渉をするんだということだけでは、實際問題の解決に必ずしも寄与するものじゃない。従つて、そういうような事態を招来させるためには、与えられた条件で最善を尽くすということが同時に行なわれてないと、実り豊かなものにならぬのじゃないかという趣旨のことを申し上げたつもりでございます。それから、国といたしまして施設をいたしますと同時に、また、米国と条約、協定を結びましてやつております以上、国に責任がありますことは当然だと考えてお

○石川委員 この点は、もう繰り返しませんけれども、大へん重要な問題だと思えますので、この委員会でも当然決議が出る運びになっておりますが、この射爆場の返還については、ぜひ一

日も早く解決できるように積極的な御交渉をいただくことを心からお願ひいたしましたて、この点に関する質問を終わります。

○田中(武)委員　ただいまの石川委員の——ことに、石川委員は東海村の近くでございまして、事情もよく承知の上で強い要望が出たわけでございますから、一つ官房長官から総理にも十分意見を具申していただいて、今度アメリカへ行かれたときには、ぜひその機会に解決ができるようにお願いしたい、このように私どもの方からも希望いたしておきます。

次に、官房長官にお伺ひしたいのでありますが、今回、原子力災害に対して、特にこのような無過失集中責任制の法律が出たわけでありまして、これは原子力産業がほかの産業より、一

朝事故があれば大きな事故であるといふような点、あるいは新しい産業だという観点から出されたのであらうと思うのですが、あえて事故を招く産業は原子力だけではございません。ことに、今後化学重工業の発展につれて、やはり相当な規模の事故もあり得る産業も出てこようと思うのです。あるいは第三者からいえば、原子力であらうが何産業であらうが、その産業の事故によつて起こるところの災害に對しまして、これはやはり無過失について同じような賠償を要求する、この立場は同じだと思ふのです。そこで、今回は

ば、化学重工業等については、今後政府はどのように考えておられるのか。これも一つの所管官庁の問題でないの  
で、総理の代理としての官房長官から  
お答えを願いたい、このように考えま

す。

○大平政府委員　巨大な施設ができません。その操業をめぐるまして周辺の住民の生業、生活等に不測の影響を見る度合いがだんだん大きくなってきておるということにつきましては、田中委員と見解を同じくするものでございまして、いわゆる無過失賠償の法域で処理すべき問題がだんだん多くなってくるのではないかとということをおももも考えておるわけでございます。ただいま御提案申し上げて御審議をいただいておりますこの両法案につきましても、そういう法域で取り上げました一つのケースでございます。今後、経済の進み具合によりまして、普通の規定の法定法で片づけることができないような問題が出て参りますならば、本件のように、政府の方で特別の立法を

やっていつて事態に対処するというところは、政府の責任として当然だろうと考えております。

○田中(武)委員 官房長官の御答弁は、先ほどもそうだったし、今もそうです。そういう事態が起きますならばと、こういうことなんです。起こってしまえばおしまいだ、こういうことになるわけなので、現在の民法の解釈からいっても、これは無過失責任ということは通説であらうと思う。従って、なくともやれるというような法律的な解釈が出ようと思うのです。しかし、原子力に対してこのような明確な無過失責任及び責任の集中という制度を確立せられたならば、他の産業に対しても同じような理念を持って臨むべきではなからうか、このように考えるわけなんです。そこで、そのことに対して政府としての考え方を聞いておるわけであります。

さらに、科学技術庁長官にもお伺いいたしますが、科学技術庁長官としても、科学の進歩はより一そう複雑な膨大な設備を必要とします。従って、事故が起れば大きな事故になるということとは、今後他の産業においても考えられるわけです。そういう点を科学技術の振興という立場から見まして、他の産業に対してどうするの、いいのか、これは両長官にお伺いいたします。

○大平政府委員 私の答弁がどうも抽象的で恐縮でございますけれども、普通の産業災害でございますれば、その技術は原子力技術のように未知の部分が少ない。従いまして、現実の産業の技術水準において住民の不安を取り除くような予防措置が、これは案外しやすい面があると思うのであります。

従いまして、今審議いただいているような形における大規模の大胆な法案、そういうことは必ずしも普通の産業災害の場合にはないのではないかと。その産業の技術の実体にも即しまして、おっしゃる通りに、われわれの仕事は、災害が起って跡始末すればいい、なんというわけではございませんから、予防上の見地からも、立法すべき必要があれば、国会の方をお願いするにやぶさかではない、そう考えております。

○池田(正)國務大臣 災害は、これは近代文化が進むに従って思われないところに発生していることは御承知の通りであります。ことに、実態的に見ますと、現在の災害の一番大きいものは交通関係に非常に多い。自動車関係とか、それから、その次は鉱山、そういうような面にあるので、そういう面も政府としては当然考えなければならぬし、従って、最近、私は交通問題を取り上げて科学技術庁の立場からこれらの問題も除去しなければならぬということを取り上げたわけでございます。しかし、田中さんの御質問はそういうところではなくて、さらに、これから科学の進歩によってそういう面がだんだん多くなっていくのではないかと、それに対処するにはどうするか、こういうことだと思っております。それは、今、官房長官からも言われましたように、現在の段階では未知の部分もたくさん含まれております。原子力その他のものは大体わかっておる。しかし、大体わかっておるからといって放置するものではないし、また、これから科学の発展、開発がどの程度までいくか、これまた未知の問題であります。従って、

それはそれぞれに即応して措置を講ずるということとは、科学技術庁の立場から当然でありまして、御心配になるようなことのないように十分に留意していきたい、かように考えます。

○田中(武)委員 今おっしゃった交通事故について、すでに無過失責任制を明確にした法律があるわけなんです。私の申し上げておるのは、いわゆる産業といいますが、事業といいますが、このことによる災害、このような経済機構、産業機構になった場合に、これはもう明確に無過失責任を持つておるのだ、課するのだ、こういうことはもう通説だろうと思うのです。しかし、原子力はなるほど新しい産業である、未知のものである。従って、その発展のためには十分な措置が必要である、こういうことから出ておりますことは了解いたしておりますから、この法案があえていけなことはない、というものを作らなければ、なお、他の産業に対しても、一般的な産業災害に関する賠償法といいますが、何かそういうものが必要ではなからうか、こういうことを申し上げておる。政府としては、すでにそういうことに對しても検討を進めてもらい、これと同じような無過失責任で、そうして、なお、被害を受けた第三者に対して、その救済に遺漏のないような措置を求めたい。たとえば、一昨年の秋で、横浜で火薬の爆発がありまして、あるいは引き続き、運搬中の火薬の爆発で、多くのうちのガラスとか屋根を飛ばしたという事故、人はあまり死ななかつたようですが、私、実は横浜の火薬の爆発は見に行つたわけですから、そのときにも、結局被害を受けて

おるのは、生活保護を受けるような、そういう長屋のようなところが多いわけですから、ばらばらになっておる。会社としてもそれを救済するにがたい、国もできない。そして、横浜の市役所です。区役所ですか等では、何か救済対策本部を持つておるけれども、十分なことではない。従って、火薬のようなものでも、一たび事故を起せば、人命等にはそれう大きな影響がないとしても、そのまわり一帯の民家に対して相当大きな被害を与える。その場合に、そういう会社自体が十分な補償ができないという場合もあると思ひます。従って、産業全般にわたつての同じような考え方を私は推し進めるべきではないかと考えるので、あえてこれを申し上げて希望したいと思ひます。

○石川委員 官房長官は大へんお忙しいようですから、長官に対する質問を一点だけ申し上げたいと思ひます。

今度のこの災害賠償法案は、近い将来に原子力損害賠償の国際条約がまた改められるのじゃないか。現在のところは、国際的な金融市場で再保険にかけても、日本の災害賠償の関係は五十億がアップパーリミットであるということ、この法案ではそういうふうな規定されておる。ところが、どういふところで話が出たのかわかりませんが、原子力船の災害賠償につきまして、この保険金額を大体一億ドル——これは五十億円だから大体千五百万ドル足らずの程度だろと思う。ところが、一億ドルということになると、大体七倍程度で三百六十億円、相当アップパーリミットが上にかかることになりまして

けれども、国際的にそういうことになれば、これは当然の形で引き上げられざるを得ないだろうと思うのです。これは我妻教授に参考人として来ていただいたときにも、国際間の協定がそうなれば、当然五十億というものを上げなければならぬ、これはきわめて当然であるという答弁があつたので、私たちは別に疑問に思つておりませんけれども、金額はかなり大きくなることでもありますので、内閣の立場から、そういうふうな国際協定が直れば、この五十億というものはそれに準じて引き上げられるのかどうか、念のために一つ承つておきたいと思ひます。

○大平政府委員 今、御指摘のような国際条約ができ上がりますと、その条約が批准成立を見、わが国もこれに参加するということになりますならば、当然それと抵触する規定は、今おっしゃるような方向に措置すべきものと考えております。

○田中(武)委員 科学技術庁長官にお伺いしたいのですが、この法案によりまして、国は事業者に対して補償契約を結んで、補償してやろう、こういうことで、事業者に対する国の保護といひますか、国の援助といひますか、これも相当大きなものであります。そこで、そういうような援助をするとなれば、一面において、監督なり、事業の運営について十分の指導あるいは介入が必要であらう、このように考えます。原子力の運転等についてはそれぞれの法律がありますが、経営面についてはどのような監督なり、あるいは指導なりをしようと考えておられるのか、その点をお伺いいたします。

○池田(正)國務大臣 発電の場合は、御承知のように、公益事業によりまして、あと、その他の面については原研法によってこれを監督していく、こういう立場であります。

○田中(武)委員 そういった、たとえば原子力の運転についての規制とか、そういう点についての法律はあるわけですか。私の言っているのは、現在では、まだ原子力事業がそういう段階でない、こういうことになろうかと思えます。はつきりいえば、もうけるときにはもうけるだけもうけさせておいて、そして一朝事故が発生した場合、保険なりあるいは国の補償契約によってカバーしてやろう、そのために国は相当の支出を必要としているわけですか。従って、その対象としては、経理面等においても、もっとさくばらん面等においては、商法の規定を越えて監督の必要があるのじゃないか、このように考えるわけなんです。その点についてはどう考えておいでになりますか。

○池田(正)國務大臣 これは非常に大事なことでございまして、こまかいことは一つ局長から……。

○紅政府委員 ただいま御指摘の点は、大臣からお答え申し上げましたように、まことに大切な点でありますので、行政指導の面におきまして十分に気を付けていきたい。ただし、発電につきましても通産省の所管になっておられますので、通産省とも十分に連絡をとって、利益金の有無、あるいは利益金の処分等について指導を行なっていくというふうに考えております。

○田中(武)委員 この法律によれば、

事業者の責任は、我妻先生の言葉をかりていえば青天井である。しかし、一応五十億円というところで保険なり、あるいは補償契約でカバーする、そうすると、大体の感じとしては、五十億

までで、それから上はというような感じが出るわけなんです。しかし、実際は、法の精神はそうでなくして、事業者にそれ以上の損害に対しても持たすのだ、こういう趣旨なんです。それならば、現在ではもうかつていないかもしれないが、そのときの用意のために別に積立金を作らうとか、あるいはまだ配当までいかなければならぬけれども、配当までいく場合は配当の制限を行なうとか、商法の規定を越えて、そういう賠償積立金というものを行政指導でやるか、あるいは法律によって利益金のうちの何割を強制的に積み立てをさせるというような措置が望ましい、このように思うわけでございますが、その点はどうですか。

○紅政府委員 ただいま御指摘の点は、まことにございまして、五十億円以上をこえたからすべて国が援助する、事業者は何も知りませんというところは、まことによろしくないことだと考えております。従いまして、国の援助がありましようとも、事業者といたしましては、利益金が生じたおきには、当然その中から積み立てをしておかせるというような措置を講ずべきであると考えております。この点につきましては、発電会社の所管庁であります通産省とも十分に御趣旨のような点を打ち合わせまして、その通りに行政指導をして参りましようというふうな、私の方の庁と通産省との話し合いになっております。

○田中(武)委員 原子力災害の中にエックス線なんかは入るのですか、入らないのですか。

○紅政府委員 エックス線は残念ながらこの法律の対象からは除外されておりますが、将来にわたりますと、やはりエックス線の被害ということも当然問題にしていくべきだろうと考えております。

○田中(武)委員 この事業では入らない、しかし、エックス線の災害も無視できないから、ほかの方で考えていきたい、こういうことなんです。具体的にどういう考えをお持ちでしょうか。

○紅政府委員 御承知の通り、エックス線につきましては医療法等の規定もございまして、また、労働基準法によりますところの工業用エックス線その他の関係による従業員の被害というふうなこともございまして、これは他の法律体系にもございまして、やはりその点についての保護ということも十分にはかかっていただろうに思いますが、われわれは連絡をとって参りたいというところでございまして、

○田中(武)委員 そうすると、既存の法律においてやっていくということなんです。

○紅政府委員 その通りでございます。

○田中(武)委員 エックス線の災害も私は無視できないと思うのです。従って、こういった法律ができるならば、その中へ入れたらどうかという観念を持っておられるのですが、あえて入れられないというところは、すでにそういう法律があるからなんです。

○紅政府委員 エックス線による被害

は確かにございしますが、いわゆるここで申します第三者損害というものは、現在のところ起こっていないというふうな認識をいたしております。従いまして、従業員を含めるか含めないか、従業員の放射線による災害、これを扱います。今、今の厚生省、労働省等、関係省とも連絡いたしまして、十分な措置を講じていきたいということでございます。

○田中(武)委員 おっしゃる通りに、これはその従業員とか近くの者であつて、第三者は少ないだろう、そういうことは言えると思うが、やはり絶無とも言えない。従って、先ほど来言っておりますところの産業一般について、同じような考え方の措置が必要じゃないか、こういうことを強く要望しておきます。

次に、岡委員も先ほど質問しておられたようではありますが、損害賠償法の第三条二項でございまして、これによりまして、受取人の方で全責任を負うのだというふうになっておるわけですが、これは我妻先生によれば、国際条約がそうであるからというふうな答弁であつたと思うのですが、この受け取る以前のいわゆる瑕疵と申しますか、これに、故意または過失がある場合には、五条によつて求償権がある。ところが、故意または過失でない場合、そのもの自体に瑕疵があつた場合、これは広い意味における過失だと思ふ。そういうような場合は五条が適用になるのか、それとも、受取人だけで泣き寝入りになるのですか。

○紅政府委員 第三条におきましては、やはり受取人にすべて賠償責任があるという考え方でございまして、

○田中(武)委員 なぜ受取人ということに限定をしたのか。

○紅政府委員 やはり被害者の保護というところに非常に重点を置いておりますので、原子力事業者の方の責任集中の原則を貫きたいということでございます。被害者がどちらへ賠償の要求をしたらいかというところで迷わないように、すなわち、原子力事業者の責任集中の原則を貫くという趣旨からでございます。

○田中(武)委員 五条で、故意または過失があつた場合には求償できる、こゝう持つてきたわけですね。そうすると、この故意はわかるのです。しかし、過失というのは、通常の過失なのか、重過失なのか。

○紅政府委員 やはり重過失も、また通常の過失も、すべてを含んだの考え方でございまして。

○田中(武)委員 それじゃ、この五条のただし書き以下はどういうのですか。

○紅政府委員 ただし書き以下は過失の場合が除かれておまして、故意があるときに限る、しかも、それは資材を供給した人そのものか、またはその従業員の故意に限るというふうに限定いたしております。

○田中(武)委員 なぜ限定したのか、なぜ過失を入れたのか。

○紅政府委員 やはり第三者保護、すなわち、被害者保護ということに徹するという立場から、過失ということの挙証が非常に困難な場合が供給の場合において多々ございまして、故意というふうに限定したわけでございます。

○田中(武)委員 これは内部関係です

よ、求償権の問題です。従って、第三者保護とは関係ありません。どうです。

○井上説明員 第五条のただし書きの点でございますが、第五条のただし書きの点につきましては、これは前項におきましては一般的な方針をうたったわけでございますが、一般第三者と違ひまして、資材の供給等をいたします者に対しては、過失の有無というような点まで追及されまうと、サブライヤーの立場になりますと、同じくサブライヤーは保険に入るとか、あるいは国家と補償契約を結んで何らかの損害賠償ができるような措置をしなければいけぬ、非常に法律関係が広範多岐にわたるわけでございます。従いまして、直接関係のあるこういう資材の提供者、サブライヤー等に対しては法律関係を簡明にいたす趣旨で、特に故意だけに限定したわけでございまして、そういうしませんが、すべての関係——下請業者に至るまで、すべてがこの保険措置なり、補償契約なりというような措置をいたしませんと経営の安定ができない、非常に法律関係が不明確になるというような趣旨から、こういう集中的な考え方をとったわけでございます。

○田中(武)委員 下請等の関係においてその補償関係が複雑になるので、そういう下請関係等については故意になる場合に限定した、そういう趣旨なのですね。

次に、賠償補償契約法案についてお伺いしたいのですが、この三条三号、これは一体どういう意味ですか。

○紅政府委員 いわゆる後発性障害と言っておりますけれども、原子力障害

特有の現象でございまして、たとえば、原子力の障害を受けたけれども、そのときには何でもなかった、その後十年経過してみても、初めて障害が現われてきて、その障害に悩むというような事実がございまして、そこで、そういう場合にも、この補償契約の対象として契約を結んでおきましたならば、第三者であるところのその被害者は泣き寝入りにならないというためのもの、ございまして、その事実、すなわち、原子力損害の発生の実態のあった日から十年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行なわれていなかったというようなものが、行なわれ

たというものが、行なわれるのが普通でございまして、行なわれれば、その間に、すなわち、障害の原因は潜在的にあるわけです。しかし、被害者がそれを明らかに自覚しても賠償の要求をしないというような場合もあり得ますので、そのような際にも、十年を経過する日までの間に賠償をもらっていない限りにおいては、その人はあくまでも補償契約の対象として、権利として保有されてあるという規定でございまして。

○田中(武)委員 それでは、十年たつてから後にそういう症状が起きたというときにやるのだ、こういう意味ですか。

○紅政府委員 その通りでございまして。

○田中(武)委員 四号の政令は、一体どういうものをやるつもりですか。御説明願います。

○紅政府委員 これは輸送途中に起こるところの原子力損害というようものが考えられます。それからまた、一方、保険約款におきましては、保険約

款上のいろいろな届け出といひますか、そういうことをいたしております。ことに、重大な事項に対しては変更を行なったときには、その原子力事業者から保険会社に対して通知をしなければならぬということになっておりますが、その通知を、たとえば怠ったという場合には、保険金の支払いというものはございせんので、そういう際にも、その補償契約を結んでおきましたならば、国家は補償いたしますという内容の政令を考えております。

○田中(武)委員 六条の補償料は一体どの程度に考えておられるのですか。

○紅政府委員 ここに「補償契約に関する国の事務取扱費等を勘案して」と書いてございまして、この事務取扱費に多少のプラスという程度で考えております。

○田中(武)委員 そうすると、補償料というのは、結局は事務取扱費プラス、アルファ程度である。それなら、契約の対象としての相手方から取る補償料、これに対する基本的な条件は考えていないわけですか。

○紅政府委員 契約の相手方は原子力事業者でございまして、その原子力事業者からも、やはり国の事務取扱費はもちろんだらうございますけれども、それ以上、今のプラス・アルファと申しましたところ、その料金をもらうことにしたいというところでございまして。と申しますのは、賠償法でほとんどの場合はカバーされますが、先ほど御指摘になりましたように、第三条におきまして、地震または噴火によって生ずる原子力損害であるとか、あるいは正常運転をしておるにもかかわらず

損害があるとか、あるいは後発性障害であるとかいうようなことでございまして、非常に限られた、事故原因とするところの損害が発生した場合に備えて、しかも、第三者を泣かせない、そのために備えての補償契約法でございまして、補償料金としてはやはり低率にきめておくと申しますのは、原子力事業者は、すでに賠償法に基づくところの義務として、相当多額の保険料を支払うというふうなことになるので、このような措置をとっていききたいと思ひます。

○田中(武)委員 私の言っているのは、第六条に「一年当たり、補償契約金額に補償損失の発生の見込み、云々」と書いてある、これをどの程度に見て、いわゆる事故率をどのように見て、基本金をどのように見ているか。たとえば、補償金に対して何割くらいのものを見込んでおるのか。その算出は、何か基礎になるもの掛ける事故率ということにならうと思ひます。そのようなことをどのように見ているのかということですが。

○紅政府委員 その点につきましては、保険の例にならうとして算定していきたいというところでございまして、まだ具体的にここで御答弁申し上げるまでに固まっております。

○田中(武)委員 この補償料とか補償金とかいうことは、この契約法の一基盤だと思ひます。しかるに、その基礎になるべきものがまだきまつていない。もちろん、形式的には、この法律が通つてから、この法律に基づく政令という格好で出るだらうと思ひますが、その基礎となるものがきまつていないので答弁できないというふうな

ことでこの法案の審議ができますか。

○井上説明員 ただいまの御質問の補償料の算定の問題でございまして、この補償料につきましては、一年くらい前からいろいろ大蔵省と検討しておりまして、大体の考え方はある程度両省で出しているわけでございまして。ただ、この補償料を考えますときに一つ問題になりますのは、この国家補償契約は、御承知のように、補償契約法の第二条、第三条にも言っておりますが、基礎をなしますのは民間の責任保険契約によつては埋めることのできない損害がありましたときに、その埋めることのできない損害、第三条でうたつておりますように、地震とか噴火とか、あるいは正常運転とか後発性障害、こういうようなものにつきましては、国が補償契約で補償するということになっておりますので、率直に言いますと、民間の責任保険契約の保険料と国家の補償契約の補償料、この二つが合わさつて、ほんとうの意味の補償料といひますか、保険料的なものになるわけでございまして。従いまして、補償料だけとして、単独では実は補償料幾ら出すというのには必ずしも適当ではないと考へておりました、この点につきましては、民間の保険料と合わせてこの補償料の算定を考へていくべきであらうというふうに考へておるわけでございまして。現在、民間保険は御承知のようにすでに充足しておるわけでございまして。すでに原研もこの民間保険には一応入っておりますけれども、しかし、この保険料も、ただいまのところ暫定保険料というにさせておるわけでございまして、一年間の暫定、保

除料ということで支払っておるわけですが、引き続きまして、この民間の保険料のあり方、補償料のあり方、特に補償料につきましては、民間保険の保険料とは違ひまして、保険料的な性格ではございますが、国の事務取扱費というものを主眼に置いて、できるだけ妥当な線で出していきたい。

たとえば、原子力関係につきましましては、御承知のように、まだ事故発生率と云ふものがございせん。いわゆる通常の保険ですと確率によつて字除料を出すわけですが、原子力関係については確率的に保険料を算定できないものですから、たとえば、地震についていへば、耐震設計との関連、後発性障害につきましましては、外国における検討あるいは日本における検討、そういったものから、これらのそれぞれについてどの程度の補償料をとるのが妥当かというように、こまかく検討いたしまして、先ほど言いましたように、民間の責任保険の保険料と国の補償料とを合わせて、一体的にその料金をきわめていきたいというふうな考へておるわけでございます。

○田中(武)委員 保険の方は、保険自体が営利事業ですから、それはわかる。ところが、補償料の方は国でとるわけなんです。今の説明によると、事務取扱費が主体になって、それにプラス・アルファだというふうな聞こえるわけなんです。この補償料で、危険率の方が事務費よりも輕視せられておるといふところに問題があるのじゃないかと思ふのです。補償金の算定にしてもそうです。すべて十条によつて政令に委任されておるのです。この委任事項について明確な答弁がなければ、われわれ

れとしては直ちに賛成できかねるのですがどうでしょう。

○井上説明員 十条の政令への委任は、補償契約の締結の手続的なものをさしておるわけでございます。さらに、補償料の納付の時期は、毎年徴収いたしますが、それは毎年何月ごろ納めるといふような手続的な規定でございますので、先ほど田中先生からおっしゃいましたような大きな政策問題ではないと考へております。むしろ、問題は、田中先生も御指摘のように、補償料をどの程度に、どういう考へ方でとるかということかと存じます。私、先ほど国の事務取扱費が一応中心になつておるといふような趣旨のお話を申し上げましたが、もちろん、必ずしもそれだけではございせん。ただ、国が補償契約を結ぶというように、国の事務でこれをやりますからには、まず、第一に考へられますのは、事務取扱費ということになるかと思ひますが、ただ、あくまでもこの補償契約は保険的な性格でございまして、単に取り扱いだけでいいという性質ではございせん。従ひまして、六条にも明確に書いてありますように、補償契約金額に補償損失の発生の見込みというものも当然に配慮いたすわけでございます。この発生の見込み等につきましましては、先ほど説明いたしましたように、地震の場合は、耐震設計とのにらみ合ひで一つの算出根拠を出すわけでございます。それから、正常運転になりますと、これは全く確率的な計算はできませんので、ある程度通常の危険率というものを想定する以外にならうかと存じております。それから、後発性障害も、これはいろいろ従来の学

説、研究、あるいは日本におきましては、原爆障害のその後の被害の状況が貴重な参考資料にならうと思ひますので、そういった点も考慮に入れて補償料を算定したいと考へております。

○田中(武)委員 そうでしよう、さっきのあなたの話は逆になつておつた。事務取扱費が中心のような説明をされたから言つたのです。そうすると、補償金かける額補償率が補償料になる、それじゃ、補償金というものを一体どういうようにして定めるのか。この事故率が出てこない、補償料がきまらない。従つて、十条の納付の時期だとかその他のことが、これも出てこないわけなんです。基礎は補償金と危険率であります。そのことについて、まだ十分なことできていない、そういうことじゃ、どうもこの法案について基礎がややふやであるといわざるを得ないのです。これについて資料を求めたいと思ひますが、いかがです。いつまでに出せますか。

○池田(正)國務大臣 これは、今、政府委員から申し上げたように、田中委員の御心配になりますこともございともありますけれども、考へ方としては、今、政府委員から申し上げた通りで、御心配になりますような点も十分に留意してやりますから……。

なお、今御要求になりました資料等につきましましては、いつでも——今日とあるわけにいきませんけれども、当然あるだけのものはお目にかけよう。

○田中(武)委員 長官は、御心配になつた云々というのですが、お答えはきわめて抽象的であります。従ひまして、その基礎となる資料を要求いたします。

たします。その資料を検討の上で、もう一度法案を検討したいと思ひますが、その取り扱いについては、理事会で一つ相談してもらいたいと思ひます。

○山口委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○山口委員長 速記を始めて。

それでは、理事会で決定いたしました通り行ないます。

他に御質疑はありませんか。——他に御質疑がなければ、両案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○山口委員長 これより討論に入りませんが、別段討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、原子力損害の賠償に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

次に、原子力損害賠償補償契約に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の方の御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○山口委員長 起立総員。よつて、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

一〇

一、本法の目的は、すべての原子力損害に対する被害者の保護を図るにあるから、本法実施に當つては、政府は左の事項の実現を図り、もつて被害者保護に遺憾なきを期し、原子力の研究、開発及びその利用の推進に寄与するよう措置すべきである。

二、原子力事業者の従業員の業務上受けた災害に対しては、労働者災害補償保険法の適用のほか、原子

二、原子力事業者の従業員の業務上受けた災害に対しては、労働者災害補償保険法の適用のほか、原子

力損害の特殊性にかんがみ、必要に応じ、別途被害者の保護に遺憾なきよう立法その他の措置を講ずべきである。

なお原子力損害に準ずる放射線障害の保護についても同様の措置を講ずべきである。

三、五十億円を超える損害が発生した場合に、本法の目的である被害者の保護に遺憾なきを期するため、政府は、充分なる援助を行うと共に、あらかじめ、この被害者保護の目的に添うよう事業者の災害賠償に備え利益金の積立等について指導を行うべきである。

四、近い将来、原子力損害賠償に関する国際条約が成立した場合に、政府はこれに應ずる必要な措置を講ずべきである。

以上でございます。

簡単に御説明をいたします。

この法案の目的は、すでに委員会においても明らかにいたしましたように、すべての原子力損害に対する被害者の保護をはかることが根本の目的でございます。しかしながら、本法は基本程度でございます。これに血を通わし、肉を通わすことは、政府の当然な仕事であり、原子力委員会の責任であるものと存じます。

そこで、第一項中、(一)、(二)、(三)は、最小限においても、本法実施までの間にぜひとも適当な法制的措置等をとっていただいて、われわれの委員会に明らかにさしていただきたいのでございます。

なお、第三項に関連をいたしました、保険料あるいは補償料等でございますが、原子力事故の確率、あるいは

はまた世界における原子力事故の経験はまだまだ不十分でございますので、信頼すべきデータはないではございませうけれども、しかし、わが国の特殊な事情にかんがみまして、この点においてもあわせ責任ある御検討をわづらわしたいと存する次第でございます。

なお、第二項でございますが、すでにじん肺法が国会を通過いたしました。しかしながら、あの審議にも現われましたように、労働省としては、独自の職業病を決定することはあまり好まないかのごとくに感ぜられます。また、同時に、すでに放射線の防護に関する法律の場合にも問題となりましたように、レントゲンの所管が厚生省であるか、科学技術庁であるかという、なわ張りのない扱いがありました。しかしながら、いづれにいたしましても、原子力あるいは放射線に基づく疾病というものは、これはもう共通のものでございまして、この法案の目的がこれらの救済措置にありますので、でき得べくんば、近代産業の発展とともに新しく起こってくる職業病については、いともとも労働法によつてはとうてい救済できない臨床的な、あるいはまた治療的な問題が出て参ります。願わくは、この諸点についても、各国の事例等を十分に御検討の上で、立法的な措置が必要かと存する次第でございます。

以上、この附帯決議案につきまして、ぜひ政府並びに原子力委員会の善処を促すと同時に、池田原子力委員長、科学技術庁長官も、いずれは欧米に御出張のことかと存じます。どうかそういう機会には、各国における事例

も十分に御調査いただきまして、このまだ骨格だけの損害賠償法を、花も実もある損害賠償法にしたいべくよう、この機会に切に希望をいたす次第でございます。

皆さんの御賛同を切にお願いをいたしまして、私の提案の説明にかえたいと存じます。

○山口委員長 以上をもって趣旨説明は終わりました。

これより採決いたします。

原子力損害の賠償に関する法律案に對し附帯決議を付すべしとの動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認め、岡良一君の動議のごとく決しました。

この際、附帯決議に対する政府の所信を求めます。池田國務大臣。

○池田(正)國務大臣 ただいま附帯決議案が可決されましたが、この附帯決議案に盛り込まれた御趣旨は、いずれもごもつともなことで、特に、これらの問題は、長時間にわたつて各委員から御審議を願ひ、またわれわれに対しては御注意、御勧告等もあり、また、参事官等も多数おいでを願つて長時間にわたつて御審議を願ひ、その結果こういうものが出たわけで、われわれといひましたしても、十分にこの趣旨を体して御期待に沿わなければならぬと思ひ、同時に、また、こういう新しい科学であり、事業でございますので、特にあらゆる角度から十分に留意いたしまして、今後万全の措置を講じたい、かように考えております。

○山口委員長 なお、ただいま議決いたしました両法律案の委員会報告書の作成などにつきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めまして、さよう決しました。

○山口委員長 この際、水戸対地射撃場の返還に関する件について、石川次夫君より発言を求められておりますので、これを許します。石川次夫君。

○石川委員 水戸対地射撃場の返還に関する件につきましては、委員会全員に満場一致の決議をせられますことを心から望んでおります次第でございます。

三党共同提案の案文を朗読いたします。

水戸対地射撃場の返還に関する件  
各種原子力の集中せんとする茨城県東海村が、米軍射撃場に隣接し、その上空が危険空域として指定されている実情は、世界的にも異例のことである。

政府は、原子力の安全性を確保してわが国における原子力の研究、開発及びその利用を推進するため、米軍射撃場がすみやかに返還されるよう積極的な措置をすべきである。

昭和三十六年五月十八日  
この案文の内容につきましては、先ほど官房長官が見えられた際に申し上げておりますし、さらに、再三この委員会から申し上げていることでもありますので、この際繰り返すことは避けま

問題は、科学技術特別委員会の決議ではありますけれども、これはただ単に科学技術特別委員会あるいは科学技術庁だけで処置すべき性質のものではなくて、前々から、国民の世論の一つといたしまして、この委員会におきましても、また、国会におきましても重大な関心を持つてゐることであります。当然この決議文の通り、すみやかに返還されるよう、政府としても積極的にこれを推進する責任があることを痛感する次第でありますので、ぜひこの委員会でも決議をするとともに、政府当局におきましても、内閣の責任において、これの返還実現が一日も早いように、一つ責任を持って処理せられますことを心からお願ひを申し上げて、私の提案理由の説明にかえる次第であります。

○山口委員長 ただいまの石川次夫君の御発言の通り、水戸対地射撃場の返還に関する件を本委員会の決議とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認めまして、さよう決しました。

この際、ただいまの決議に対する政府の御意見があれば、伺ふことといたします。

○池田(正)國務大臣 ただいまの決議案の御趣旨はごもつともな次第でございます。まして、われわれも決してこれは等閑視しているわけではございません。同時に、これについては、先ほど官房長官から申し上げたように、内閣としても当然これに対する措置を講じたいと思つております。同時に、私自身では、今回アメリカを訪問するにあたっては、各種の資料をもつて十分にアメ

リカ側とも折衝してみたい、かように決意いたしております。御趣旨に沿うように努力を重ねます。

○山口委員長 なお、ただいまの決議につきましては、関係当局へ参考送付いたしたいと存じますが、その手続などにつきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山口委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

本日は、この程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

〔参照〕

原子力損害の賠償に関する法律案  
(内閣提出第一〇六号)に関する報告書

原子力損害賠償補償契約に関する法律案(内閣提出第一〇七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕